

島根県報

号外第一〇五号
平成十四年十月二十五日
(金曜日)

目 次

規 則

- 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 一
- 島根県立高度情報化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (情 報 政 策 課) 三
- 看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医 療 対 策 課) 三

公布された条例等のあらまし

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第九五号)

一 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第五十四号)の施行に伴い、引用条文の整理及び関連様式の整備を行うこととした。(第二条・第三条・様式関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県立高度情報化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第九六号)

一 規則の概要

島根県立高度情報化センター条例においてコンピュータグラフィックス制作室の貸出形態を改正したことに伴い、規則における設備の使用料の規定を整備する

こととした。(別表関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第九七号)

一 規則の概要

1 修学資金の返還免除対象施設の改正(第三条、第十四条、第十七条関係)

(1) 地域保健法に定める特定町村とすることとした。

(2) 修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与者であっても、修学資金の返還免除対象施設に訪問介護事業所を加え、かつ看護職員の業務に従事した場合に免除することとした。

2 返還に係る債務の免除の条件の改正(第十七条関係)

修士課程に係る修学資金以外の修学資金の全額免除の条件を五年間従事したときとし、貸与期間二分の五以上勤務したときは全部又は一部を免除することとした。

3 その他規定の整理

二 施行期日等

公布の日から施行することとし、施行日前に貸与の決定があった修学資金については、なお従前の例によることとした。

規 則

二 施行期日等

公布の日から施行することとし、施行日前に貸与の決定があった修学資金については、なお従前の例によることとした。

規 則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十五号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和四十八年島根県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「第十一条」を「第十条」に改める。

第三条第一項中「第十三条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項の表第一号上欄中「第三条第一号、第五条第一号、第八条第一項第一号又は第九条第一号」を「第四条第一号、第七条第一項第一号又は第八条第一号」に改め、同表第二号上欄中「第三条第一号、第五条第一号、第八条第一項第一号若しくは第二項又は第九条第一号」を「第四条第一号、第七条第一項第一号若しくは第二項又は第八条第一号」に改め、同表第三号上欄中「第三条第二号、第五条第二号、第六条第一号、第七条第一号、第八条第一項第一号又は第九条第二号」を「第四条第二号、第五条第一号、第六条第一号、第七条第一項第二号又は第八条第二号」に改め、同表第四号上欄中「第三条第三号、第四条、第五条第三号、第六条第二号、第七条第二号、第八条第一項第三号又は第九条第三号」を「第三条、第四条第二号、第五条第二号、第六条第二号、第七条第二項第三号又は第八条第三号」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

様式第一号その一中

離島振興対策実施地域 低開発地域工業開発地区
農村工業等法の地区 過疎地

を

離島振興対策実施地域 農村工業等法の地区
過疎地

に改め、同様式の備考の3

中「当該事務所」や「県内に有する事務所」に改める。

様式第一号その二の備考の3中「当該事務所」や「県内に有する事務所」に改める。

様式第二号その一中

離島振興対策実施地域 低開発地域工業開発地区
農村工業等法の地区 過疎地

を

離島振興対策実施地域 農村工業等法の地区
過疎地

に改め、同様式の備考の3

中「第2条第1号、第3条第1号又は第8条第1項第1号」や「第1条の2第1項第1号、第2条第1号又は第7条第1項第1号」を「当該事務所」や「県内に有する事務所」に改め、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

様式第一号その二の備考の3中「当該事務所」や「県内に有する事務所」に改める。

様式第三号中

離島振興対策実施地域 低開発地域工業開発地区
農村工業等法の地区 半島振興対策実施地域
特定農山村地域 過疎地 農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域 過疎地 農村工業等法の地区
原子力発電施設等立地地域 原子力発電施設等立地地域

を

離島振興対策実施地域 農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域 過疎地
中心市街地 原子力発電施設等立地地域

に改める。

様式第四号中

離島振興対策実施地域 低開発地域工業開発地区
農村工業等法の地区 誘導農山村地域
半島振興対策実施地域 過疎地
中心市街地 原子力発電施設等立地地域

を

離島振興対策実施地域 農村工業等法の地区
誘導農山村地域 過疎地
特定農山村地域 過疎地
半島振興対策実施地域 原子力発電施設等立地地域

に

農村工業等法の地区又は原子力発電施設等立地地域（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業）に関する明細

を

農村工業等法の地区又は原子力発電施設等立地地域（道路貨物運送業、こん包業又は卸売業）に関する明細

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県立高度情報化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十六号

島根県立高度情報化センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立高度情報化センター条例施行規則（平成十一年島根県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表映像音響編集用機器の部中

コンピュータグラフィックス制作システム

一式一時間につき

一、七六〇円

を

コンピュータグラフィックス制作用マシン(A)

一式一時間につき

四〇〇円

コンピュータグラフィックス制作用マシン(B)

一式一時間につき

四六〇円

コンピュータグラフィックス制作用マシン(C)

一式一時間につき

四七〇円

コンピュータグラフィックス合成・編集用マシン

一式一時間につき

四二〇円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十月二十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九十七号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則（昭和三十七年島根県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（前条第一号から第四号までに掲げる者にあつては、第一号トの施設を除く。第十四条、第十七条及び第十九条において同じ。）を削り、同条第二号中「県内の保健所及び市町村」を「地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一条第二項第一号に定める特定町村」に改める。

第十四条第三号中「第六号、第十七条第一号及び第五号並びに第十九条第二項第一号」を「第五号並びに第十七条第一号及び第五号」に改め、同条第七号中「団体」の下に「（修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者にあつては、第三号に規定するものに限る。第十九条第二項第一号において同じ。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 修士課程に係る修学資金以外の修学資金の貸与を受けた者が、免許を取得した後、訪問看護事業所において看護職員の業務に従事する場合であつて、他種の養成施設への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除き、直ちに第三条第一号

毎週火・金曜日発行

に定める施設（トに定める施設を除く。）のいずれかにおいて看護職員の業務を三年以上経験していないとき。

第十七条第一号中「団体」の下に「（訪問看護事業所において看護職員の業務に就く者にあつては、第三条第一号に定める施設（トに定める施設を除く。）のいずれかにおいて三年以上当該業務に従事した後、訪問看護事業所において当該業務に従事する場合に限る。）」を加え、「三年間」を「五年間」に改め、「除く。」の下に「ただし、訪問看護事業所において当該業務に就く者にあつては、第三条第一号に定める施設（トに定める施設を除く。）のいずれかにおいて当該業務に従事した期間を含めるものとする。」を加え、同条第五号中「二分の三」を「二分の五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に貸与の決定があつた修学資金に係る修学資金の返還、返還債務の免除及び返還の猶予については、なお従前の例による。

平成十四年十月二十五日印刷
平成十四年十月二十五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）